

2006年4月7日、最高裁において集団予防接種B型肝炎損害賠償訴訟の弁論が行われた後の「B型肝炎訴訟学習会」において、弁護団から配布された資料を了解を得て掲載します。

2006年4月7日

予防接種B型肝炎訴訟について（学習会レジュメ）

弁護士 奥泉 尚洋

1 事案の概要

B型肝炎訴訟は、B型肝炎ウイルスに感染した原因が、過去繰り返し行われた注射針・筒を連続して使用した集団予防接種にあるとして、5人のB型肝炎患者・キャリアが国に対して損害賠償を求めている訴訟（一人は控訴後に死亡し、相続人が受継）。

1) 発端

2) HBV感染経路の模索

3) 原告5人

- ① KIMU一昭和39年10月18日生、自営業、昭和39年12月から昭和46年2月までの間に合計20回の予防接種を受ける。B型慢性肝炎発症
- ② KAMA一昭和26年5月11日生、医療従事者、昭和26年9月から昭和33年3月まで統計14回の接種、B型慢性肝炎発症
- ③ SUG1一昭和36年7月4日生、運転手、昭和37年1月から昭和42年10月までの間に合計25回の接種、B型慢性肝炎発症
- ④ SATO一昭和39年3月23日生、医療従事者、昭和40年2月から昭和45年2月までの間に合計10回の接種、B型慢性肝炎発症後セロコンバージョン、平成14年2月5日死亡
- ⑤ KAME一昭和58年5月11日生、提訴時6歳、現在医療従事者、昭和58年8月25日ツ反接種、同月27日BCG接種、B型肝炎キャリア

2 訴訟の経過

- 1) 提訴－1989年（平成元年）6月30日
- 2) 1審判決－2000年（平成12年）3月28日
- 3) 控訴審判決－2004年（平成16年）1月16日

3 訴訟上の争点

- 1) 因果関係－各予防接種とB型肝炎ウイルス感染の因果関係
- 2) 責任－予見可能性、回避可能性の有無
- 3) 除斥期間－予防接種後20年以上経過している原告の存在

4 第1審（札幌地裁）判決

- 1) 昭和44、45年以前になされた予防接種においては、注射針・筒を1人ごとに取り替えないで連続使用され、それ以後も注射筒の連続使用がなされた。
- 2) このような集団予防接種が一般に原告らに対しHBV感染をもたらす可能性があったことは否定できず、(特に)注射針の連続使用がなされた予防接種は感染の相当程度有力な要因であることは否定し難い。
- 3) しかし、HBVの感染力は極めて強く、集団予防接種とは別に、一般の医療機関(歯科を含む)での医療行為による感染の危険性は相当程度あったし、対人的な接触による感染、家庭内での感染、その他、「想像を超える感染経路」が存在し得ると考えられる。

よって、原告らのHBV感染が集団予防接種に起因するものであることについての高度の蓋然性は認められず、因果関係を肯定できない。

5 控訴審での争点

1) 法的因果関係論

本件訴訟においては因果関係の証明の程度は軽減されるべきであり、1審での立証の程度で、「高度の蓋然性」の証明は十分であること。

2) 事実的因果関係論

HBVの感染力が強いとしても現実の感染経路はあくまで血液感染であり、日常生活での感染はほとんどなく、想像を超える感染経路などとの概念を持ち出すことは医学的常識に全く反する。

6 控訴審における審理

1) 法的因果関係論について、北大・瀬川教授(民法学)の意見書の提出

瀬川意見書は「証明責任の軽減」に関して判例、学説を詳細に検討し、本件では因果関係を認定できるとの意見を示した。

2) 事実的因果関係論の立証として、昭和大学・与芝教授の意見書を提出し、証人尋問を行った。

与芝教授は、

- ① 「B型肝炎ウイルスは、通常の生活をしている限り他に感染することはあり得ない」
- ② 家庭内感染について、日本にはなかった。
- ③ 自分の経験からして、一般医療機関で医療器具の滅菌が十分にされなかった事情は存在しない。
- ④ 1986年(昭和61年)から開始された「B型肝炎母子感染防止事業」前後の感染率の推移を検討した結果、集団予防接種とB型肝炎ウイルスの感染との間には濃厚な関係がある

7 札幌高等裁判所判決（2004年1月16日）

1) 原告（控訴人）3人（1人は控訴中に死亡、相続人（妻と2人の子）が承継）に対して1人あたり500万円の慰謝料（及び50万円の弁護士費用）の支払を認め、他の2人について控訴棄却した。

2) 理由1－因果関係について

「控訴人らのB型肝炎ウイルス感染の原因が本件各集団予防接種であったと認め得る直接証拠は見あたらず、また、疫学的な因果の連鎖を的確に示す客観的な間接事実を認め得る間接証拠も見当たらない。」しかし、「控訴人らが感染したのは乳幼児期から小児期であり、不法行為と結果との間に大枠であるが疫学的観点からの時間的關係において因果関係を認めうる事実関係にあり、本件各集団予防接種が一般的にB型肝炎ウイルス感染の危険性を覚えることを客観的に排除しえない状況で実施されたこと及び控訴人らのB型肝炎ウイルス感染の原因として考えられる他の具体的な原因が見当たらないことから、本件各集団予防接種と控訴人らの各B型肝炎ウイルス感染との間の因果関係を肯定するのが相当である。」

3) 理由2－予見可能性

内外の諸文献、WHO肝炎専門委員会報告等を詳細に検討し、「上記医学知見の進展経緯からすれば、被控訴人については、遅くとも、控訴人らが最初に集団予防接種を受けた昭和26年当時には、予防接種の際、注射針及び注射筒を連続して使用するならば、被接種者間に血清肝炎ウイルスが感染する恐れがあることを当然に予見することができた」

4) 理由3－結果回避義務

「B型肝炎ウイルスの感染を防止するためには、それに使用する注射針及び注射筒等の接種器具を流水で十分洗浄した後、乾熱、高圧蒸気又は煮沸により滅菌消毒するか、接種器具を被接種者ごとに取り替えることで足り、この方法は、我が国においても、古くから一般医療機関で通常に行われていた方法である。」

5) 理由3－損害について

「B型肝炎ウイルスの持続感染者（キャリア）あるいはB型肝炎患者にとって、持続感染あるいは肝炎患者であるということは、そのこと自体が生存に対する深刻な脅威となり、一生涯解放されることのない不安と苦悩を持ち続けることを意味するとの控訴人らの主張は十分肯認できるし…当裁判所も、本件において包括かつ一律の損害賠償請求をすることを相当と認めるところ」「本件に顕れた事情を総合すると、慰謝料としてはこれを500万円とするのが相当である。」

6) 理由4－民法724条後段（除斥期間）の適用について（控訴人KAMEを除く）

控訴人らの受けた各予防接種のうちから、感染した接種行為及び接種時期を個別に特

定できないことから、最初から最後まで感染の可能性が肯定される場合、その最後の時期を除斥期間の始期とするのが相当である。

控訴人2名（②KAMA, ③SUGI）については、その最後の接種時期から提訴まで除斥期間（20年）経過しているため、本件各損害賠償請求権は消滅した。

8 上告受理申立理由

1) 国側

- ① 因果関係が「高度の蓋然性」をもって証明されたとは言えない。
- ② 加害行為の特定がなされていない。
- ③ 除斥期間の始期を最後の予防接種の時期からとしたことは誤りであり、KIMU及びSATOの2名について除斥期間経過前の予防接種によってB型肝炎ウイルスに感染したとの主張立証がない以上請求は棄却されるべきである。

2) 原告側

民法724条後段の解釈、適用の誤り

9 上告審での主張

1) 因果関係の立証の点について

「高度の蓋然性」（最高裁昭和50年判決）は「通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確倍を持ち得るものであることを必要とし、かつ、それで足りる」というものであって、立証対象の個性に応じて相対的に判断されるものであり、その個性を離れて客観的、一義的に決せられるものではない。本件において、キャリア成立時期に関する知見とその時期に集中して行なわれた本件各集団予防接種の実態についての事実認定を前提として、通常人の経験則である社会通念上、集団予防接種において前の順番の被接種者の中に一定の割合でキャリアないし他者を感染させるに足るウイルス量を有するB型肝炎ウイルス感染者が存在すること、その場合には極めて高度な確率で感染することから、針ないし筒を連続使用しての集団予防接種は、それより優位または等位の並立し得る他原因が認められない以上、本件各集団予防接種が感染原因だとする原判決の認定は十分首肯できる。国の主張は、その判定基準を超えて不可能ないし自然科学的証明の程度に等しい過度なものを要求しており誤っている。

2) 加害行為の特定について

最高裁昭和57年判決は、「それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくても、右の一連の行為のうちいずれかに行為者の故意又は過失による違法行為があったのでなければ右の被害が生ずることはなかったであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよこれによる被害につき行為者の属する国又は地方公共団体が法律上賠償の責任を負うべき関係が存在するときには、国文は地方公共団体は、加害行為不特定の故をもって国家賠償法又は民法上の損害賠償責任を免れることができないと解するのが相当である。」と判示して、特定

性の要求を緩和している。このことは他の原因が存在しないことが高度の蓋然性をもって証明されることが必要だということになるものではなく、他原因の存在ないし不存在に関する立証責任の所在、立証の程度は高度の蓋然性の立証の論点と全く同じである。

3) 民法724条後段の解釈について

民法724条後段所定の除斥期間の起算点については、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害や一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害のように、当該不法行為により発生する損害の性質上加害行為が終了してから相当の期間が経過した後に損害が発生する場合には、当該損害の全部又は一部が発生した時が除斥期間の起算点となると解するのが最高裁判所の判例である（最高裁平成16年判決）。

本件におけるB型肝炎ウイルスの感染による損害も、ウイルスの感染から長期間の潜伏期間が経過してから発生するものであって、上記最高裁判例と同様に解すべきである。